

報 告

平成 21 年 11 月 17 日

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し
のための論点整理に関するプロジェクトチーム

平成 21 年 10 月 8 日における、内閣総理大臣から税制調査会に対する諮問においては、「既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを目指す観点から、租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定する」とされた。

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（以下「租特PT」という。）は、これを受け、税制調査会における平成 22 年度税制改正の本格的な議論に向けて、租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の見直し並びに透明化に関する論点整理を行うために設けられた。

租特PTは、平成 21 年 10 月 9 日の第 1 回会合から計 10 回会合を重ね、

- ① 租税特別措置等の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みの論点整理、及び
- ② 租税特別措置等の見直しに関する基本的な方針に関する論点整理について活発に議論を行った。また、有識者や経済界等からのヒアリングも行った。この報告は、こうした議論の成果である。

まず、税制のあり方を納税者の視点から見た場合、これが「公平・透明・納得」の原則に立脚したものであるべきことは言うまでもない。こうした視点に立てば、特定の者の税負担の軽減等を行う租税特別措置等は、公平の原則の例外措置であり、これが正当化されるためには、その適用実態や効果が透明でわかりやすく見ることができ、納税者が納得できるものでなければならない。しかし、これまで、租税特別措置の適用実態は必ずしも明らかでなく、その正当性の検証も必ずしも十分でなかった。このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築することが急務となっている。

上記の観点から、租特透明化法案（仮称）の骨子案を別紙 1 のとおり策定した。これを基礎として法律案を早急に検討し、次期通常国会への提出・成立を目指す必要がある。（地方税の方針案については別紙 2 を参照）

次に、租税特別措置等の整理合理化は、上記の法案の成立を待たずに進めるべき喫緊の課題である。とりわけ、平成 21 年度末までに期限を迎える措置や改正要望のある措置等については、平成 22 年度税制改正において存否を判断する必要がある。

今後、租税特別措置等の見直しを進めるに当たり、その対象や方針とするべきものは、別紙3及び4のとおりである。

もとより、租税特別措置等は一旦全廃し、ゼロベースからその必要性を検討するべきものであり、提案した「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等も活用して、租税特別措置等の大胆な整理合理化が進められる必要があると考える。

以上、報告する。

平成21年11月17日

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し
のための論点整理に関するプロジェクトチーム

租特透明化法案（仮称）の骨子案

1. 目的

租税特別措置に関し、その適用の実態を透明化するための適用額明細書の集計による適用実態調査等及びその結果の国会への報告等について定めることにより、租税特別措置の適正な見直しを促進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する。

2. 対象とする租税特別措置

対象とする「租税特別措置」は、租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの（租税特別措置法の条番号により特定）とする。

3. 適用実態調査等の実施

(1) 財務大臣は、適用額明細書を集計することにより、適用実態調査を行うこととする。

この場合に、「適用額明細書」とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を一覧することができるように記載した書類をいい、「適用実態調査」とは、法人税関係特別措置の適用の実態を明らかにするため、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用状況に関する調査をいう。

(2) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係機関に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

4. 適用額明細書の提出義務

法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（一定のものを除く。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならないこととする。（平成23年4月1日以後終了する事業年度の納税申告書から適用する。）

なお、適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不提出や虚偽記載については、やむを得ない事情がある場合を除き、

法人税関係特別措置を適用しないこととする。

5. 国会への報告等

財務大臣は、毎会計年度、上記3.の調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額〔、法人税関係特別措置ごとの高額適用法人の名称及びその適用額〕その他の事項を記載した適用実態調査等の結果に関する報告書を作成し、内閣を経て国会に提出するとともに、公表しなければならないこととする。

なお、この報告書は、翌年度開会の国会の常会に提出することを常例とする。

6. 適用実態調査等の結果に関する政策評価等

行政機関の長等は、政策評価等を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査等の情報の提供を求めることができることとする。

7. 適用実態調査等の情報の管理・利用制限

財務大臣及び行政機関の長等は、適用実態調査等の情報を適正に管理することとし、適用実態調査等の情報の目的外の利用や提供をしてはならないこととする。

また、適用実態調査等の情報の取扱いに従事する者又は従事していた者に対して、守秘義務を課する。

以上

租特透明化法案(仮称)に関する地方税の方針案

1. 対象

- 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの(以下、「地方税法関係特別措置」という。)
- 法人住民税及び法人事業税(以下、「地方法人二税」という。)の税負担の軽減等のうち、法人税の租税特別措置等の直接の影響を受けるもの

2. 適用実態の把握

- 地方税法関係特別措置については、既存の統計資料(固定資産の価格等の概要調書など)を活用することにより、適用実態を把握する。
- 地方法人二税等については、財務大臣による法人税の適用実態調査の結果等に基づき、影響額を推計する。

3. 国会への報告等

- 総務大臣は、毎会計年度、上記2. により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、内閣を経て国会に提出するとともに、公表することとする。

4. 財務大臣の情報提供等

- 総務大臣は、上記3. の報告書を作成するために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができることとする。

以上

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で241項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。（別表参照）

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として3年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を20年を超えて存続させることとなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、

その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。

なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 - 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 - 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 - 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 - 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。

- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 - 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 - 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で286項目）の全てについて、今後4年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を随時加えたものとするを基本とする。（別表参照）

2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1)による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
 - ① 実施期間が長期にわたる措置（10年超）
 - ② 適用件数が少ない措置（100件未満）
 - ③ 適用金額が小さい措置（1億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

以上

租税特別措置法の規定による特例措置（政策税制措置）

未定稿

- ・ 租税特別措置法の規定による特例措置のうち産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置に該当するもの（政策税制措置）を掲げている。
- ・ 「期限到来措置等」の欄には、平成21年度末までに適用期限が到来する措置及び期限の定めのない措置のうち平成21年度末までに適用期限が到来するものに関連するもの等に○印を付している。
- ・ 「要望」の欄には、平成22年度要望として税制改正要望又は既存租税特別措置の見直しが提出されている措置に○印を付している。
- ・ 個々の措置・施策において、内容によって適用期限が異なる場合は、適用期限を併記している。
- ・ 個人、法人で共通の措置については、所得税関係又は法人税関係のいずれかで分類している。
- ・ 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

○法人税関係(78項目)

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|--|----------------------------------|
| | ○ | 中小企業者等の法人税率の特例 | H23. 3. 31 | 措42の3の2、68の8 |
| ○ | ○ | 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 | なし (注1)増加額等に係る措置は、H22. 3. 31 (個人は平成22年分) (注2)控除上限額等の特例は、H23. 3. 31 (個人は平成23年分) | 措10、10の2、42の4、42の4の2、68の9、68の9の2 |
| | ○ | エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H23. 3. 31 H24. 3. 31 | 措10の2の2、42の5、68の10 |
| ○ | ○ | 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H22. 3. 31 | 措10の3、42の6、68の11 |
| | ○ | 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除 | H23. 3. 31 (個人は一部平成23年分) | 措10の4、42の7、68の12 |
| ○ | ○ | 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H22. 3. 31 | 措10の6、42の11、68の15 |
| ○ | ○ | 公害防止用設備の特別償却 | H23. 3. 31 H22. 3. 31 (設備ごとの期限) | 措11、43、68の16 |
| ○ | ○ | 地震防災対策用資産の特別償却 | H23. 3. 31 H22. 3. 31 | 措11の2、44、68の19 |
| ○ | ○ | 特定電気通信設備等の特別償却 | H22. 3. 31 | 措11の4、44の4、68の23 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| ○ | ○ | 資源再生化設備等の特別償却 | H22. 3. 31 | 措11の6、44の6、68の25 |
| ○ | ○ | 特定地域における工業用機械等の特別償却 | H23. 3. 31 H22. 3. 31 | 措12、45、68の27 |
| ○ | ○ | 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等 | H23. 3. 31 H22. 3. 31 | 措13、46の2、68の31 |
| | ○ | 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却 | H25. 3. 31 (個人は平成25年分) | 措13の2、46の3、68の32 |
| ○ | ○ | 優良賃貸住宅の割増償却 | H22. 3. 31 H23. 3. 31 | 措14、47、68の34 |
| ○ | ○ | 海外投資等損失準備金 | H22. 3. 31 | 措55、68の43 |
| ○ | ○ | 金属鉱業等鉱害防止準備金 | H22. 3. 31 (個人は平成22年分) | 措20、55の5、68の44 |
| ○ | ○ | 特定災害防止準備金 | H23. 3. 31 H22. 3. 31 | 措20の2、20の3、55の6、55の7、 68の45、68の46 |
| ○ | ○ | 保険会社等の異常危険準備金 | なし (注) 積立率の特例は、 H22. 3. 31 | 措57の5、68の55 |
| ○ | ○ | 探鉱準備金又は海外探鉱準備金 | H22. 3. 31 | 措22、58、68の61 |
| ○ | ○ | 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除 | なし | 措23、59、68の62 |
| ○ | | 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 | H22. 3. 31 (計画の認定期限) | 措59の2、68の62の2 |
| ○ | ○ | 農業経営基盤強化準備金 | H23. 3. 31 | 措24の2、61の2、68の64 |
| ○ | ○ | 農用地等を取得した場合の課税の特例 | なし | 措24の3、61の3、68の65 |
| ○ | ○ | 交際費等の損金不算入 | H22. 3. 31 | 措61の4、68の66 |
| ○ | | 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 | H22. 3. 31 | 措62、68の67 |
| | ○ | 土地の譲渡等がある場合の特別税率 | なし (注) 適用停止措置及び適用 除外措置は、H25. 12. 31 | 措62の3、68の68 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|--|--------------------------------|-------------------------|
| | ○ | 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率 | なし (注)適用停止措置は、 H25.12.31 | 措28の4、63、68の69 |
| | ○ | 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 | なし | 措28、66の11、68の95 |
| | ○ | 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 | なし | 措41の18の3、66の11の2、68の96 |
| | ○ | 特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例 | なし | 措66の12、68の96の2 |
| ○ | | 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用 | H22. 3. 31 | 措66の13、68の98 |
| ○ | ○ | 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 | H22. 3. 31 | 措28の2、67の5、68の102の2 |
| ○ | ○ | 特定目的会社に係る課税の特例 | なし | 措67の14、68の106 |
| ○ | ○ | 農林中央金庫の合併等に係る課税の特例 | H22. 3. 31 H23. 3. 31 | 措68の2 |
| | | 沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措42の9、68の13 |
| | | 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措42の9、68の13 |
| | | 沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措12、42の9、45、68の13、68の27 |
| | | 沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措12、42の9、45、68の13、68の27 |
| | | 沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措42の9、68の13 |
| | | 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 | H24. 3. 31 | 措10の5、42の10、68の14 |
| | | 船舶の特別償却 | H23. 3. 31 (設備ごとの期限) | 措11、43、68の16 |
| | | 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 | H23. 3. 31 | 措43の2、68の17 |
| | | 集積区域における集積産業用資産の特別償却 | H23. 3. 31 | 措11の5、44の2、68の20 |
| | | 事業革新設備等の特別償却 | H23. 3. 31 H24. 3. 31 | 措11の3、44の3、68の21 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------|
| | | 共同利用施設の特別償却 | H23. 3. 31 | 措44の5、68の24 |
| | | 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却 | H23. 3. 31 | 措11の7、44の7、68の26 |
| | | 沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却 | H24. 3. 31 | 措12、45、68の27 |
| | | 医療用機器等の特別償却 | H23. 3. 31 | 措12の2、12の3、45の2、68の29 |
| | | 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却 | H24. 3. 31 | 措13の3、46、68の30 |
| | | 事業所内託児施設等の割増償却 | H23. 3. 31 | 措46の4、68の33 |
| | | 特定再開発建築物等の割増償却 | H23. 3. 31 | 措14の2、47の2、68の35 |
| | | 倉庫用建物等の割増償却 | H23. 3. 31 | 措15、48、68の36 |
| | | 植林費の損金算入の特例 | H23. 3. 31 | 措52、68の38 |
| | | 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例 | なし | 措52の2、68の40 |
| | | 準備金方式による特別償却 | なし | 措52の3、68の41 |
| | | 新幹線鉄道大規模改修準備金 | なし | 措56、68の48 |
| | | 使用済燃料再処理準備金 | なし | 措57の3、68の53 |
| | | 原子力発電施設解体準備金 | なし | 措57の4、68の54 |
| | | 原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金 | なし | 措57の6、68の56 |
| | | 関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金 | なし | 措57の7、68の57 |
| | | 特別修繕準備金 | なし | 措20の4、57の8、68の58 |
| | | 社会・地域貢献準備金 | なし | 措57の9、68の58の2 |
| | | 中小企業等の貸倒引当金の特例 | なし (注)繰入限度額の割増措置は、H23. 3. 31 | 措57の10、68の59 |
| | | 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除 | H24. 3. 31 | 措60、68の63 |
| | | 沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除 | H24. 3. 31 | 措60、68の63 |
| | | 沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除 | H24. 3. 31 | 措60、68の63 |
| | | 商工組合等の留保所得の特別控除 | H23. 3. 31 | 措61 |

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|----------------------------------|------------|-------------------|
| | | 技術研究組合の所得計算の特例 | H23. 3. 31 | 措66の10、68の94 |
| | | 特定の医療法人の法人税率の特例 | なし | 措67の2、68の100 |
| | | 転廃業助成金等に係る課税の特例 | なし | 措28の3、67の4、68の102 |
| | | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例 | なし | 措67の6、68の103 |
| | | 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例 | H26. 3. 31 | 措67の7、68の104 |
| | | 投資法人に係る課税の特例 | なし | 措67の15、68の107 |
| | | 特定の協同組合等の法人税率の特例 | なし | 措68、68の108 |
| | | 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 | なし | 措68の3の2、68の110 |
| | | 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 | なし | 措68の3の3、68の111 |
| | | 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 | H23. 3. 31 | 措68の4 |
| | | 適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例 | なし | 措68の5 |

○所得税関係(73項目)

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|--|--|------------------------------------|
| | ○ | 振替国債等の利子等の課税の特例 | なし | 措5の2、67の17、67の18 |
| ○ | ○ | 民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例 | H22. 3. 31 | 措6、41の13、67の17 |
| ○ | ○ | 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例 | H22. 3. 31 | 措9の6 |
| | ○ | 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例 | H22. 12. 31 | 措29 |
| | ○ | 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 | H25. 12. 31 | 措31の2 |
| | ○ | 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | なし | 措34、65の3、68の74 |
| | ○ | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | なし (一部H23. 12. 31) | 措34の2、65の4、68の75 |
| ○ | ○ | 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 | H21. 12. 31 | 措36の2～36の5 |
| | ○ | 特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 | 個人はH23. 12. 31 法人はH23. 3. 31 (一部H23. 12. 31) | 措37～37の4、65の7～65の9、 68の78～68の80 |
| ○ | | 承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例 | H21. 6. 30 | 措37の9の3、65の15、68の85 の2 |
| | ○ | 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例 | H22. 12. 31 | 措37の11の2 |
| | ○ | 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等 | なし | 措37の13 |
| | ○ | 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等 | なし | 措37の13の2 |
| ○ | ○ | 公社債等の譲渡等による所得の課税の特例 | なし | 措37の15 |
| ○ | ○ | 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 | H21. 12. 31 | 措41の5 |
| ○ | ○ | 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 | H21. 12. 31 | 措41の5の2 |
| | ○ | オリンピック競技大会等における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等の非課税 | なし | 措41の8 |
| | ○ | 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 | なし | 措41の19 |
| | ○ | 外国組合員に対する課税の特例 | なし | 措41の21、67の16 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|--|---------------------------|-----------------|
| | | 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例 | なし | 措3の4 |
| | | 障害者等の少額公債の利子の非課税 | なし | 措4 |
| | | 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税 | なし | 措4の2 |
| | | 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税 | なし | 措4の3 |
| | | 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例 | なし | 措4の4 |
| | | 納税準備預金の利子の非課税 | なし | 措5 |
| | | 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税 | なし | 措7、67の11 |
| | | 上場株式等に係る配当所得の課税の特例 | なし | 措8の4 |
| | | 確定申告を要しない配当所得 | なし | 措8の5 |
| | | 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例 | なし | 措9の3 |
| | | 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例 | なし | 措9の7 |
| | | 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 | 個人は平成23年分 法人はH24. 3.31 | 措25、67の3、68の101 |
| | | 青色申告特別控除 | なし | 措25の2 |
| | | 社会保険診療報酬の所得計算の特例 | なし | 措26、67、68の99 |
| | | 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 | なし | 措27 |
| | | 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 | なし | 措29の2 |
| | | 勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例 | なし | 措29の3 |
| | | 退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例 | なし | 措29の6 |
| | | 山林所得の概算経費控除 | なし | 措30 |
| | | 山林所得に係る森林計画特別控除 | 平成23年分 | 措30の2 |
| | | 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 | なし | 措31の3 |
| | | 長期譲渡所得の概算取得費控除 | なし | 措31の4 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|-----------------------|------------------------------------|
| | | 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 | なし | 措33、33の5、33の6、64、64の2、68の70、68の71 |
| | | 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 | なし | 措33の2、65、68の72 |
| | | 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 | なし | 措33の3、65、68の72 |
| | | 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 | なし | 措33の4、65の2、68の73 |
| | | 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | なし | 措34の3、65の5、68の76 |
| | | 居住用財産の譲渡所得の特別控除 | なし | 措35 |
| | | 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除 | H22. 12. 31 | 措35の2、65の5の2、68の76の2 |
| | | 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 | なし | 措37の5 |
| | | 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 | なし | 措37の6、65の10、68の81 |
| | | 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例 | なし | 措37の7～37の9、65の11、65の12、68の82、68の83 |
| | | 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例 | H23. 3. 31 | 措37の9の2、65の13、65の14、68の84、68の85 |
| | | 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例 | なし | 措37の9の4、66、68の85の3 |
| | | 平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例 | H22. 12. 31 | 措37の9の5、66の2、68の85の4 |
| | | 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例 | なし | 措37の10の2 |
| | | 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除 | なし | 措37の12の2 |
| | | 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例 | なし | 措39 |
| | | 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税 | なし | 措40 |
| | | 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例 | なし (一部H24. 12. 31) | 措40の2 |
| | | 物納による譲渡所得等の非課税 | なし | 措40の3 |
| | | 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 | H25. 12. 31 | 措41～41の3 |

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|-------------|-------------|
| | | 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 | H25. 12. 31 | 措41の3の2 |
| | | 全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例 | な し | 措41の7 |
| | | 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 | な し | 措41の15 |
| | | 公的年金等控除の最低控除額等の特例 | な し | 措41の15の3 |
| | | 同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例 | な し | 措41の16 |
| | | 寡婦控除の特例 | な し | 措41の17 |
| | | 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除 | H26. 12. 31 | 措41の18の3 |
| | | 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 | H25. 12. 31 | 措41の19の2 |
| | | 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 | H22. 12. 31 | 措41の19の3 |
| | | 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 | H23. 12. 31 | 措41の19の4 |
| | | 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除 | 平成22年分 | 措41の19の5 |
| | | 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例 | な し | 措42の2、67の17 |

○相続税関係(13項目)

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|----------------------------------|-------------|--------------|
| ○ | | 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 | なし | 措69の4 |
| | ○ | 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 | H22. 12. 31 | 措70の2 |
| ○ | ○ | 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 | H21. 12. 31 | 措70の3、70の3の2 |
| | ○ | 非上場株式等についての贈与税の納税猶予 | なし | 措70の7 |
| | ○ | 非上場株式等についての相続税の納税猶予 | なし | 措70の7の2 |
| | ○ | 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予 | なし | 措70の7の4 |
| | | 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 | なし | 措69の5 |
| | | 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等 | なし | 措70 |
| | | 贈与税の基礎控除の特例 | なし | 措70の2の2 |
| | | 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予 | なし | 措70の4 |
| | | 農地等についての相続税の納税猶予等 | なし | 措70の6 |
| | | 相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例 | なし | 措70の6の2 |
| | | 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例 | なし | 措70の6の3 |

○地価税関係(17項目)

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|-------|--------|
| | | 地価税の課税の停止 | なし | 措71 |
| | | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例 | なし | 措71の2 |
| | | 建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税 | なし | 措71の3 |
| | | 事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税 | なし | 措71の4 |
| | | 特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税 | なし | 措71の5 |
| | | 民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税 | H21年分 | 措71の6 |
| | | 優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の7 |
| | | 旅客会社が有する土地等についての課税価格の計算の特例 | H13年分 | 措71の8 |
| | | 障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の9 |
| | | 木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の10 |
| | | 特別避難階段の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の11 |
| | | 特定の附置義務駐車施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の12 |
| | | 環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の13 |
| | | 公開空地等に係る土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の14 |
| | | 特定の地区施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の15 |
| | | 特定の放送用施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | なし | 措71の16 |
| | | 農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 | なし | 措71の17 |

○登録免許税関係(26項目)

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|--------------------------|-------|
| ○ | ○ | 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措73の2 |
| ○ | ○ | マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税 | H22. 3. 31 | 措75 |
| ○ | ○ | 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減 | H22. 3. 31 H23. 3. 31 | 措76 |
| ○ | ○ | 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措78 |
| ○ | ○ | 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措80 |
| ○ | ○ | 認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措80の2 |
| ○ | ○ | 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措80の3 |
| ○ | ○ | 関西国際空港株式会社等の登記の免税 | H22. 3. 31 | 措82 |
| ○ | ○ | 国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措82の2 |
| ○ | | 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減 | H21. 6. 30 | 措83の2 |
| ○ | ○ | 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措83の3 |
| ○ | ○ | 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減 | H22. 3. 31 | 措83の4 |
| | ○ | 独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税 | なし (一部H25. 11. 30) | 措84の3 |
| | | 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減 | H25. 3. 31 | 措72 |
| | | 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措72の2 |
| | | 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措73 |
| | | 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措74 |
| | | 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措77 |
| | | 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措78の2 |

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|--|----------------------|-------|
| | | 勧告等によってする登記の税率の軽減 | なし (一部H23. 3. 31) | 措79 |
| | | 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減 | H24. 3. 31 | 措81 |
| | | 認定民間都市再生事業計画等に基づき建築物を建築した場合等の所有権の保存登記等の税率の軽減 | H23. 3. 31 | 措83 |
| | | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税 | H23. 12. 31 | 措84 |
| | | 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税 | H28. 3. 31 | 措84の2 |
| | | 動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例 | なし | 措84の4 |
| | | 電子情報処理組織による登記の申請の場合の登録免許税額の特別控除 | H23. 3. 31 | 措84の5 |

○間接税関係(34項目)

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|-------------------------------|------------|--------|
| ○ | | 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例 | H22. 3. 31 | 措87の5 |
| ○ | | 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例 | H22. 3. 31 | 措88の2 |
| ○ | | 入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこの消費税の非課税 | H22. 3. 31 | 措86の3 |
| ○ | ○ | ビールに係る酒税の税率の特例 | H22. 3. 31 | 措87の6 |
| ○ | ○ | 引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 | H22. 3. 31 | 措90の4 |
| ○ | ○ | 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 | H22. 3. 31 | 措90の5 |
| ○ | ○ | 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 | H22. 3. 31 | 措90の6 |
| ○ | | 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等 | なし | 措89の2 |
| | ○ | 自動車重量税の免税等 | H24. 4. 30 | 措90の12 |
| | | 外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る消費税の免税 | なし | 措85 |
| | | 外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税 | なし | 措86 |
| | | 海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る消費税の免税 | なし | 措86の2 |
| | | 清酒等に係る酒税の税率の特例 | H25. 3. 31 | 措87 |
| | | 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例 | なし | 措87の2 |
| | | 外航船等に積み込む酒類の免税 | なし | 措87の7 |
| | | 酒類のみなし製造の規定の適用除外の特例 | なし | 措87の8 |
| | | 外航船等に積み込む製造たばこの免税 | なし | 措88の3 |
| | | バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例 | H25. 3. 31 | 措88の7 |
| | | 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例 | H30. 3. 31 | 措89 |
| | | 移出に係る揮発油の特定用途免税 | H30. 3. 31 | 措89の3 |
| | | 引取りに係る揮発油の特定用途免税 | H30. 3. 31 | 措89の4 |
| | | 移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 | なし | 措90 |
| | | 引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 | なし | 措90の2 |

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|---|------------|---------|
| | | 移出に係る揮発油の外国公館等用免税 | なし | 措90の3 |
| | | 引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 | H23. 3. 31 | 措90の4の2 |
| | | 引取りに係る沖縄発電用特定石炭の石油石炭税の免税 | H24. 3. 31 | 措90の4の3 |
| | | 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 | H23. 3. 31 | 措90の6の2 |
| | | 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例 | H24. 3. 31 | 措90の8 |
| | | 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例 | H23. 3. 31 | 措90の9 |
| | | 自動車重量税率の特例 | H30. 4. 30 | 措90の11 |
| | | 使用済自動車に係る自動車重量税の還付 | なし | 措90の13 |
| | | 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例 | H23. 3. 31 | 措91 |
| | | 都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税 | なし | 措91の2 |
| | | 納税準備預金通帳の印紙税の非課税 | なし | 措92 |

地方税における税負担軽減措置等（政策税制措置）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等のうち特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置に該当するもの（政策税制措置）を掲げている。
- ・ 「期限到来措置等」の欄には、平成21年度末までに適用期限が到来する措置に○印を付している。
- ・ 「要望」の欄には、平成22年度要望として税制改正要望又は既存の税負担軽減措置等の見直しが提出されている措置（「廃止」を除く。）に○印を付している。
- ・ 個々の措置・施策において、内容によって適用期限が異なる場合には、適用期限を併記している。
- ・ 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

○個人住民税関係（26項目）

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| | | 申告を要しない配当所得 | なし | 地32条12項、13項、 313条12項、13項 |
| | | 寡婦控除の特例 | なし | 地34条3項、314条の2・3項 |
| | | 同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除の特例 | なし | 地34条4項、5項、314条の2・4項、5項 |
| | | 認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例 | なし | 地37条の2・1項、314条の7・1項 |
| | | 障害者等の少額公債の利子の非課税 | なし | 地23条1項14号 |
| | | 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得の非課税 | なし | 地23条1項14号 |
| | | 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得の非課税 | なし | 地23条1項14号 |
| | | 所得割の非課税の範囲等の特例措置 | 当分の間 | 地附則3条の3 |
| ○ | ○ | 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置 | H21. 12. 31譲渡分 | 地附則4条 |
| ○ | ○ | 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置 | H21. 12. 31譲渡分 | 地附則4条の2 |
| | | 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例 | 7年度分の住民税 (10年度分まで繰越控除可能) | 地附則4条の3 |
| | | 住宅借入金等特別税額控除の特例措置（税源移譲に伴う措置） | H18. 12. 31居住開始分 (28年度分の住民税) | 地附則5条の4 |
| | | 住宅借入金等特別税額控除の特例措置 | H25. 12. 31居住開始分 | 地附則5条の4の2 |

| | | | |
|---|---|-------------------------------------|------------|
| | 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置 | 24年度分の住民税 | 地附則6条 |
| | 分離課税に係る所得割の額等の特例措置 | 当分の間 | 地附則7条 |
| | 阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付 | H7. 3. 26払出 | 地附則8条の3 |
| | 上場株式等に係る配当所得の課税の特例措置 | 当分の間 | 地附則33条の2 |
| | 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例措置 | 当分の間 (注) 適用停止措置は、 H25. 12. 31 | 地附則33条の3 |
| | 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置 | H25. 12. 31譲渡分 | 地附則34条の2 |
| | 阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例 | H9. 12. 31 | 地附則34条の2の2 |
| | 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置 | なし | 地附則34条の3 |
| | 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例措置 | なし | 地附則35条の2の2 |
| ○ | 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例措置 | H20. 12. 31譲渡分 (21年度分の住民税) | 地附則35の2の3 |
| | 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置 | なし | 地附則35条の2の6 |
| | 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例措置 | なし | 地附則35条の3 |
| | 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の特例措置 | なし | 地附則35条の4の2 |

○法人住民税・事業税関係（19項目）

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|------------------------------------|------------|------------------------------|
| | ○ | 中小企業者の試験研究費に係る特例措置 | 当分の間 | 地附則8条1項～4項 |
| | ○ | 社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置 | なし | 地法72条の23・1項 地法72条の49の8・1項 |
| | ○ | 医療法人に係る税率の特例措置 | なし | 地法72条の24の7・5項 |
| | | J R北海道・四国・九州に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条1項 |
| | | 承継銀行等に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条2項 |
| | | 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条3項 |
| ○ | ○ | 無償減資等に係る資本割の特例措置 | H22. 3. 31 | 地附則9条4項、12項 |
| | | 関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条5項 |
| | | 中部国際空港株式会社に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条6項 |
| | | 特定鉄道事業者に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条7項 |
| | | 東京湾横断道路株式会社に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条8項 |
| | | 電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置 | H23. 3. 31 | 地附則9条9項 |
| | | 生命保険業に係る収入割の特例措置 | 当分の間 | 地附則9条10項 |
| | | 少額短期保険業に係る収入割の特例措置 | H23. 3. 31 | 地附則9条11項 |
| ○ | ○ | ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置 | H22. 3. 31 | 地附則9条13項 |
| | | 商工組合中央金庫に係る資本割の特例措置 | H25. 3. 31 | 地附則9条14項 |
| | | 日本政策投資銀行に係る資本割の特例措置 | H25. 3. 31 | 地附則9条15項、16項 |
| | | 企業再生支援機構に係る資本割の特例措置 | H26. 3. 31 | 地附則9条17項 |
| | | 特定の協同組合等の事業税の税率の特例措置 | なし | 地附則9条の2 |

○不動産取得税関係（79項目）

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|--|------|---------------|
| | | 公営住宅等の入居者等が当該公営住宅等を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・5項 |
| | | 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・6項 |
| | | 事業協同組合が一定の資金の貸付けを受けて、他の事業者との連携等のための施設を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・7項 |
| | | 収用等に伴い代替不動産を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・8項 |
| | | 市街地再開発事業（第1種・第2種）の施行に伴い施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・9項 |
| | | 土地区画整理事業等の施行に伴い、代替不動産を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・10項 |
| | | 独立行政法人住宅金融支援機構等から貸付けを受けた事業者が当該不動産を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・11項 |
| | | 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・12項 |
| | | 土地改良法に掲げる土地を取得した場合の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・13項 |
| | | 防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物の一部等を取得した場合の課税標準の特例の課税標準の特例 | なし | 地73条の14・14項 |
| | | 不動産の取得から1年以内に、当該不動産以外の不動産を収用等されて補償金等を受けた場合の減額措置 | なし | 地73条の27の2・1項 |
| | | 譲渡担保権者から当該譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転した場合の納税義務の免除 | なし | 地73条の27の3・1項 |
| | | 市街地再開発組合が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・1項 |
| | | 再開発会社が、第1種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・3項 |
| | | 再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物の敷地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・5項 |
| | | 再開発会社が、第2種市街地再開発事業の施行に伴い取得した建築施設の部分等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・7項 |
| | | 住宅街区整備組合が、住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅の敷地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・9項 |
| | | 防災街区整備事業組合が、防災街区整備事業の施行に伴い取得した防災施設建築敷地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の4・11項 |
| | | 事業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した他の事業者との連携等のための不動産を取得した場合における納税義務の免除 | なし | 地73条の27の5・1項 |

| | | | | |
|--|---|--|---------------------|--------------|
| | | 農地保有合理化法人が農地等売買事業の実施により取得した農地等に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の6・1項 |
| | | 土地改良区が取得した換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の7・1項 |
| | | 農地保有合理化法人が換地計画において定められた換地に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の7・2項 |
| | ○ | 公益社団・財団法人が、取得した不動産を一定の期間内に外国人留学生寄宿舎の用に供した場合等の納税義務の免除 | なし | 地73条の27の8・1項 |
| | | 農業生産法人が、現物出資により取得した土地に係る納税義務の免除 | なし | 地73条の27の9・1項 |
| | | 協定銀行が破綻金融機関等の事業の譲受けにより取得する不動産に係る非課税措置 | H23. 3. 31あっせん又は申出分 | 地附則10条1項 |
| | | 整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る非課税措置 | H28. 3. 31取得分 | 地附則10条2項 |
| | ○ | 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社等が取得する不動産に係る非課税措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則10条3項 |
| | | 協定銀行が破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置 | H23. 3. 31申出分 | 地附則10条4項 |
| | | 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則10条5項 |
| | | 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の不動産に係る非課税措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則10条6項 |
| | | 東日本高速道路株式会社等が取得する一定の不動産に係る非課税措置 | H28. 3. 31取得分 | 地附則10条7項 |
| | ○ | 鉄道事業者が鉄道再生実施計画に基づき取得する不動産に係る非課税措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則10条8項 |
| | | 独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の不動産に係る非課税措置 | H26. 3. 31取得分 | 地附則10条9項 |
| | ○ | 鉄道事業者が鉄道再構築実施計画に基づき取得する不動産に係る非課税措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則10条10項 |
| | ○ | ○ 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則10条の2・1項 |
| | ○ | ○ 一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則10条の2・2項 |
| | ○ | 農業協同組合等が国の補助金等を受けて取得する共同利用施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条1項 |
| | | 農用地利用集積計画に基づき取得する農用区域内にある土地に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条2項 |
| | ○ | ○ 農業委員会のあっせん等により取得する農用区域内にある土地に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条3項 |
| | | 一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条4項 |

| | | | | |
|---|---|---|---------------|-----------|
| ○ | ○ | 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条5項 |
| ○ | | 農地保有合理化法人等が農地売買等事業により取得する農地等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条6項 |
| | | 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条7項 |
| | | 河川立体区域制度による整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条8項 |
| | | 民間都市開発推進法に基づく交換により取得する土地に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条9項 |
| ○ | | 阪神・淡路大震災により損壊した家屋の代替家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条10項 |
| ○ | ○ | 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得する一定の家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条11項 |
| | | 投資信託が取得する一定の不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条12項 |
| | | 投資法人が取得する一定の不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条13項 |
| ○ | ○ | マンション建替事業により取得する土地に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条14項 |
| ○ | ○ | P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条15項 |
| ○ | | P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共荷さばき施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条16項 |
| ○ | | P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の一般廃棄物処理施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条17項 |
| | | 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条18項 |
| ○ | | 土砂災害特別警戒区域から移転する者が取得する住宅及び住宅用地に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条19項 |
| ○ | ○ | P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の国立大学の校舎に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条20項 |
| ○ | | 独立行政法人都市再生機構が一定の区域内で取得する土地に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条21項 |
| | | 農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条22項 |
| | | 一般放送事業者が取得する一定の高度テレビジョン放送施設に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条23項 |
| | | 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が取得する不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条24項 |
| | ○ | 都市再生特別措置法に規定する整備事業区域内の者が取得する代替不動産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条25項 |

| | | | | |
|---|---|--|------------------------------|-------------------|
| | | 特定農業法人が取得する農用地域内にある遊休農地に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条26項 |
| ○ | | 農業協同組合が信用事業譲渡により取得する不動産に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条27項 |
| | | 密集市街地の建替認定計画により認定事業者が取得する土地に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条28項 |
| ○ | ○ | 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条29項 |
| ○ | ○ | 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条30項 |
| ○ | ○ | J R貨物が基盤整備事業に伴い取得する承継家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条31項 |
| ○ | | 公益社団法人等が取得する重要文化財等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条32項 |
| ○ | ○ | 新築の認定長期優良住宅の取得に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条33項 |
| | | 重要無形文化財の公演のための施設等の取得に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条34項 |
| | | 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置 | H24. 3. 31取得分 | 地附則11条の2・1項、2項 |
| | ○ | 心身障害者を多数雇用する事業所に係る税額の減額措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条の4・1項、2項 |
| | | 入会権者等が取得する土地に係る税額の減額措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則11条の4・3項、4項 |
| | | 産活法に規定する事業譲渡等により取得する不動産に係る税額の減額措置 | H23. 3. 31認定分（認定の日から1年以内の取得） | 地附則11条の4・5項、6項 |
| | | 宅地評価土地の取得に係る特例措置 | H24. 3. 31取得分 | 地附則11条の5・1項、2項、3項 |
| ○ | | 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則11条の7 |
| | | 贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置 | なし | 地附則12条1項、2項、3項、4項 |
| | | 農業生産法人に使用貸借した場合における特例措置 | H23. 3. 31使用貸借分 | 地附則12条5項 |
| | | 外資埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る非課税措置 | なし | 地附則40条 |

○固定資産税・都市計画税関係（118項目）

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|------|------------------------|
| | | 一般電気事業者等が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置 | なし | 地349条の3・1項 |
| | | 鉄道事業者等が敷設した新規営業路線の線路設備等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・2項 |
| | | ガス事業者が新設したガス事業用の償却資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・3項 |
| | | 農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・4項 |
| | | 外航船舶等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・5項 |
| | | 内航船舶に係る特例措置 | なし | 地349条の3・6項 |
| | | 国際路線に就航する航空機に係る特例措置 | なし | 地349条の3・7項 |
| | | 主として離島路線に就航する航空機に係る特例措置 | なし | 地349条の3・8項 |
| | | 日本放送協会の事業用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・9項 地702条2項 |
| | | (独)日本原子力研究開発機構の研究設備等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・10項 地702条2項 |
| | | 登録有形文化財等である家屋及びその敷地に係る特例措置 | なし | 地349条の3・11項 地702条2項 |
| | | 東北・北陸・九州新幹線の構築物に係る特例措置 | なし | 地349条の3・12項 |
| | | 青函トンネル又は本州四国連絡橋に係る鉄道施設に係る特例措置 | なし | 地349条の3・13項 |
| | | 公共用水域に係る事業の施行に伴い新設等された鉄軌道の橋りょうの線路設備等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・14項 |
| | | (独)宇宙航空研究開発機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・15項 |
| | | (独)海洋研究開発機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・16項 |
| | | 熱供給事業者が新設した熱供給事業用の償却資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・17項 |
| | | (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・18項 |
| | | (独)水資源機構がダム用の用に供する家屋及び償却資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・19項 |

| | | | | |
|---|---|--|------------------------------|------------------------|
| | | J R旅客会社等から無償譲渡を受けた特定地方交通線等に係る固定資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・20項 |
| | | (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・21項 |
| | | (独)科学技術振興機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・22項 |
| | | (独)農業・食品産業技術総合研究機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・23項 地702条2項 |
| | | 関西国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・24項 地702条2項 |
| | | 特定鉄道事業者により新たに敷設された特定鉄道の線路設備等に係る特例措置 | なし | 地349条の3・25項 |
| | | 信用協同組合等の事務所及び倉庫に係る特例措置 | なし | 地349条の3・26項 地702条2項 |
| | | (独)水資源機構の水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地に係る特例措置 | なし | 地349条の3・27項 地702条2項 |
| | | 鉄道事業者等により新たに建設された変電所に係る特例措置 | なし | 地349条の3・28項 |
| | | 中部国際空港株式会社の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・29項 地702条2項 |
| | | (独)情報通信研究機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・30項 |
| | | 社会保険診療報酬支払基金の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・31項 地702条2項 |
| | | 自動車安全運転センターの業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・32項 地702条2項 |
| | | (独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務用資産に係る特例措置 | なし | 地349条の3・33項 地702条2項 |
| | | (独)森林総合研究所の業務用資産に係る非課税措置 | 平成24年度分 (1項) 平成26年度分 (4項) | 地附則14条1項、4項 |
| | | 高速道路株式会社等が保有する道路資産に係る非課税措置 | 平成27年度分 | 地附則14条2項、5項 |
| | | (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備した一定のトンネルに係る非課税措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則14条3項 |
| ○ | ○ | 外国貿易船による物品運送用コンテナに係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条1項 |
| | | 倉庫業者等が新增設した流通機能の高度化に寄与する等の倉庫等に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条2項 |
| ○ | ○ | 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条3項 |
| ○ | ○ | 公共の危害防止のために設置された償却資産に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条4項 |

| | | | | |
|---|---|---|---------------|-----------|
| ○ | | 火薬類取締法による許可を受けた者が設置した土堤及び防爆壁に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条5項 |
| ○ | ○ | 公害防止施設の優良更新設備に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条6項 |
| ○ | | 一定の産業廃棄物の焼却施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条7項 |
| ○ | ○ | 一定の国内航空機に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条8項 |
| | | 自動二輪車路外駐車場の用に供する家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条9項 |
| | | 認定計画に従って整備された一定の緑化施設に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条10項 |
| ○ | ○ | 鉄道事業者等が取得した駅の耐震性の向上に資する償却資産に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条11項 |
| | ○ | 心身障害者多数雇用事業所の用に供する家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条12項 |
| ○ | ○ | 外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条13項 |
| | | 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る特例措置 | 平成23年度分 | 地附則15条14項 |
| ○ | ○ | 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条15項 |
| ○ | ○ | 地震防災対策の用に供する償却資産に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条16項 |
| ○ | ○ | JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条17項 |
| | | 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条18項 |
| ○ | ○ | 電気通信事業者等が新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条19項 |
| ○ | | 電気通信事業者等が新設した信頼性向上施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条20項 |
| ○ | ○ | 有線テレビジョン放送事業者が新設した高度有線テレビジョン放送施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条21項 |
| ○ | ○ | 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条22項 |
| ○ | ○ | 地方卸売市場の開設者等が業務の用に供する家屋等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条23項 |
| | | 一定の低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条24項 |
| | | 第三セクターが鉄道駅総合改善事業により取得した家屋等に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条25項 |

| | | | | |
|---|---|--|---------------|-----------|
| | | 国際船舶に係る特例措置 | 平成23年度分 | 地附則15条26項 |
| | | 離島航路事業者が新造した離島航路船舶に係る特例措置 | H23. 3. 31新造分 | 地附則15条27項 |
| | ○ | 鉄道事業者等が取得した利用者の利便の向上に資する停車場建物等に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条28項 |
| | | 整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る特例措置 | H28. 3. 31取得分 | 地附則15条29項 |
| | ○ | 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条30項 |
| ○ | ○ | 一般と畜場の設置者が牛の処理を衛生的に行うための設備に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条31項 |
| ○ | ○ | 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理を行う一定の施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条32項 |
| ○ | ○ | 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の家屋等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条33項 |
| ○ | ○ | 鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条34項 |
| ○ | ○ | JR貨物が第三セクターから借り受ける線路設備等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条35項 |
| ○ | | P F I法の選定事業者が整備した一定の公共荷さばき施設等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条36項 |
| ○ | | P F I法の選定事業者が整備した一般廃棄物処理施設に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条37項 |
| | | 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置 | H23. 3. 31新造分 | 地附則15条38項 |
| ○ | ○ | P F I法の選定事業者が整備した一定の公共施設等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条39項 |
| | | 認定事業者が都市再生事業により取得した公共施設等に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条40項 |
| | | 鉄道事業者等が設置したICカード乗車券に係る設備に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条41項 |
| ○ | ○ | 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条42項 |
| ○ | ○ | P F I法の選定事業者が取得した一定の国立大学の校舎に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条43項 |
| | | 認定運営者が指定特定重要港湾において取得した一定の港湾施設に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条44項 |
| | | 鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条45項 |
| ○ | ○ | 電気通信事業者が新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条46項 |

| | | | | |
|---|---|---|---------------|----------------|
| | ○ | 指定会社等が外資埠頭公社から承継した一定の固定資産に係る特例措置 | なし | 地附則15条47項 |
| | | 事業主が設置した一定のテレワーク設備に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条48項 |
| | | 日本郵政公社から承継された一定の固定資産に係る特例措置 | 平成24年度分 | 地附則15条49項 |
| ○ | | 日本電気計器検定所が業務の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条50項 |
| ○ | | 日本消防検定協会が業務の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条51項 |
| ○ | | 小型船舶検査機構が業務の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条52項 |
| ○ | | 軽自動車検査協会が業務の用に供する固定資産に係る特例措置 | 平成21年度分 | 地附則15条53項 |
| ○ | ○ | 鉄道事業者が鉄道再生事業等を実施する路線において取得した家屋等に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則15条54項、55項 |
| ○ | ○ | バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置 | H22. 3. 31新設分 | 地附則15条56項 |
| | | 公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設等に係る特例措置 | 平成22年度分 | 地附則15条57項 |
| | | 電気通信事業を営む者が取得した総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するための設備に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条58項 |
| | ○ | 一定の事業用太陽光発電設備に係る特例措置 | H23. 3. 31取得分 | 地附則15条59項 |
| | | JR等が国鉄から承継した一定の固定資産等に係る特例措置 | なし | 地附則15条の2・1項 |
| | | JR北海道等が所有等する一定の本来事業用資産に係る特例措置 | 平成23年度分 | 地附則15条の2・2項 |
| | | JR北海道等が国鉄から承継した一定の固定資産に係る特例措置 | 平成23年度分 | 地附則15条の3・1項 |
| | | JR貨物が基盤整備事業により取得した一定の家屋等に係る特例措置 | 平成23年度分 | 地附則15条の3・2項、3項 |
| ○ | ○ | 新築住宅に係る特例措置 | H22. 3. 31新築分 | 地附則15条の6 |
| ○ | ○ | 長期優良住宅に係る特例措置 | H22. 3. 31新築分 | 地附則15条の7 |
| | | 特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家住宅に係る特例措置 | H24. 3. 31新築分 | 地附則15条の8・1項 |
| | | 特定市街化区域農地の所有者等が新築する貸家住宅の用に供する旧農地に係る特例措置 | H24. 3. 31新築分 | 地附則15条の8・2項 |
| | | 市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置 | H23. 3. 31新築分 | 地附則15条の8・3項 |

| | | | | |
|---|----|----------------------------------|------------------|-----------------|
| ○ | ○ | 高齢者向け優良賃貸住宅に係る特例措置 | H22. 3. 31新築分 | 地附則15条の8・4項 |
| ○ | ○ | 防災街区整備事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置 | H22. 3. 31新築分 | 地附則15条の8・5項 |
| | | 耐震改修が行われた既存住宅に係る特例措置 | H27. 12. 31改修分 | 地附則15条の9・1～3項 |
| ○ | ○ | バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る特例措置 | H22. 3. 31改修分 | 地附則15条の9・4～8項 |
| ○ | ○ | 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置 | H22. 3. 31改修分 | 地附則15条の9・9項～12項 |
| | ○※ | 阪神・淡路大震災により滅失等した家屋の敷地に係る特例措置 | 平成22年度分 | 地附則16条の2・1～5項 |
| | ○※ | 阪神・淡路大震災による被災住宅用地の仮換地等に係る特例措置 | 平成22年度分 | 地附則16条の2・6～9項 |
| ○ | | 阪神・淡路大震災による被災代替家屋に係る特例措置 | H22. 3. 31取得・改築分 | 地附則16条の2・10項 |
| | | 三宅島噴火災害による被災代替家屋に係る特例措置 | H25. 3. 31取得・改築分 | 地附則16条の2・11項 |
| | | 三宅島噴火災害による被災代替償却資産に係る特例措置 | H25. 3. 31取得・改良分 | 地附則16条の2・12項 |
| | | 新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得・改築分 | 地附則16条の2・13項 |
| | | 能登半島地震災害による被災代替家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得・改築分 | 地附則16条の2・14項 |
| | | 能登半島地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得・改良分 | 地附則16条の2・15項 |
| | | 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置 | H23. 3. 31取得・改築分 | 地附則16条の2・16項 |
| | | 新潟県中越沖地震災害による被災代替償却資産に係る特例措置 | H23. 3. 31取得・改良分 | 地附則16条の2・17、18項 |

※ 期限は到来しないが廃止するもの。

○自動車取得税関係（7項目）

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|-----------------------------|---------------|------------------------|
| ○ | ○ | 過疎バスの取得に係る非課税措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・1項 |
| | ○ | 自動車取得税の時限的な税率軽減措置 | H24. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・2項、4項、5項 |
| | | 自動車取得税の税率の特例措置 | H30. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・3項 |
| | | 低公害車の取得に係る税率の特例措置 | H24. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・6～9項 |
| ○ | ○ | 環境性能に優れたディーゼル車の取得に係る税率の特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・10項 |
| | | 免税点の特例措置 | H30. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・11項 |
| ○ | ○ | 低燃費車の取得に係る特例措置 | H22. 3. 31取得分 | 地附則12条の2の2・12項、13項、14項 |

○軽油引取税関係（3項目）

| 期限到来 措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|-------------|----|--------------------|----------------|----------------------------|
| | | 軽油引取税の課税免除（石油化学製品） | なし | 地144条の6 |
| | | 軽油引取税の課税免除の特例措置 | H24. 3. 31引取り分 | 地附則12条の2の4・1項1～5号、2項、3項、4項 |
| | | 軽油引取税の税率の特例措置 | H30. 3. 31引取り分 | 地附則12条の2の5 |

○その他（34項目）

| 期限到来措置等 | 要望 | 措置・施策名 | 適用期限 | 根拠条文 |
|---------|----|---|---------------|----------------------|
| | | 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶等に積み込む製造たばこの課税免除 | なし | 地74条の6・1項2号、469条1項2号 |
| | | 地方たばこ税の税率の特例措置 | 当分の間 | 地附則12条の2、30条の2 |
| ○ | ○ | 自動車税のグリーン化特例 | H22. 3. 31取得分 | 地附則12条の3・1項～7項 |
| | | 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区に係る軽減税率 | なし | 地180条2項 |
| | | 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する軽減税率 | なし | 地700条の52・2項1号 |
| | | 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する軽減税率 | なし | 地700条の52・2項2号 |
| | | 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例 | H25. 3. 31 | 地附則32条 |
| | | 特別土地保有税の課税の停止 | 当分の間 | 地附則31条 |
| | | 法人税法に基づく協同組合等の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項1号 |
| | | 学校教育法に基づく専修学校、各種学校の教育用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項2号 |
| | | ばい煙等の処理その他公害防止又は資源有効利用施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項3号 |
| | | 廃棄物処理法に基づく許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬、処理その他公害防止又は資源有効利用事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項4号 |
| | | 家畜取引法に基づく家畜市場に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項5号 |
| | | 生鮮食料品の価格安定目的施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項6号 |
| | | みそ、しょうゆ、食用酢、酒税法に基づく酒類の製造業者の製造用施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項7号 |
| | | 木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項8号 |
| | | 旅館業法に基づくホテル、旅館の営業用施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項9号 |
| | | 港湾法に基づく港湾施設のうち港湾通信施設、旅客施設、船舶役務用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項10号 |

| | | | | |
|---|---|---|---|----------------|
| | | 港湾法に基づく港湾施設のうち上屋、倉庫に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項11号 |
| | | 外国貿易のため外国航路に就航する船舶の運送コンテナ貨物荷さばき用施設に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項12号 |
| | | 港湾運送事業法に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業用上屋に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項13号 |
| | | 倉庫業法に基づく倉庫業者の事業用倉庫に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項14号 |
| | | 道路運送法に基づくタクシー事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項15号 |
| | | 公共飛行場設置施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項16号 |
| | | 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、倉庫、上屋、道路貨物運送業用店舗等に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項17号 |
| | | 流通業務市街地の整備に関する法律に基づく流通業務地区内に設置される倉庫業者の事業用倉庫に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項18号 |
| | | 信書便法に基づく特定信書便事業者の事業用施設に係る資産割及び従業者割の特例措置 | なし | 地701条の41・1項19号 |
| | | 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る資産割の特例措置 | なし | 地701条の41・2項 |
| | | 沖縄振興開発特別措置法に基づく特定民間観光関連施設に係る資産割の特例措置 | H24. 3. 31新設分 | 地附則33条1項 |
| | | 沖縄振興開発特別措置法に基づく情報通信産業用等施設に係る資産割の特例措置 | H24. 3. 31新設分 | 地附則33条2項 |
| | | 沖縄振興開発特別措置法に基づく産業高度化事業用等施設に係る資産割の特例措置 | H24. 3. 31新設分 | 地附則33条3項 |
| ○ | ○ | 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理事業用施設に係る資産割の特例措置 | H21. 4. 1以後に最初に終了する事業年度分（法人） H21年分（個人） | 地附則33条4項 |
| | | 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置 | H23. 3. 31（法人） H23年分（個人） | 地附則33条5項 |
| | | 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る資産割の特例措置 | H23. 3. 31新設分 | 地附則33条6項 |